

令和3年（行コ）第8号 行政文書一部不開示処分取消訴訟請求控訴事件

控訴人（一審被告） 国（処分行政庁 防衛大臣）

被控訴人（一審被告） 佐藤博文

控訴答弁書

2021年 8月25日

札幌高等裁判所 第3民事部3係 御中

控訴人兼被控訴人（一審原告）訴訟代理人

弁護士 池 田 賢 太

外19名



令和3年3月29日付控訴理由書に対する答弁は、以下のとおりである。なお、同控訴理由書の項目に沿って論ずる。

第1 はじめに

1 事案の概要

- (1) 一審被告は、「本件対象文書の作成元である、陸上幕僚部人事教育部人事教育計画課服務室の自殺防止担当者からは、陸上自衛隊の部隊等へは一切配布されておらず、閲覧する者は、防衛省において、今後の自殺防止施策の検討のために必要とする最小限の者に限定している」と主張するが、否認ないし争う。
- (2) 上記の認識と主張は、自殺を、組織内においても、自殺した本人・家族に

においても、狭隘な「秘匿すべき私的情報」へと歪めるものである。

なぜならば、1998年（平成10）年に自殺対策基本法が成立し、自殺の背景には様々な社会的要因があるとして、自殺対策を社会全体の取り組みとして総合的に推進することになった。当時すでに、一般の国民や公務員より自殺率の高かった自衛隊は、同法が現場でどう適用され、その効果がどうなるか、注目された組織だった。

同法の2016（平成28）年4月改正では、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実が謳われた。この前提にあるのは、自殺を個人的な問題としてのみで捉えてはならない、他人や様々な社会組織がアンタッチャブルなものにしてはならないという理解が前提にある。

自殺対策は、自殺の実態に合わせ、また、その各段階（精神を病む、未遂行為、家族や同僚との係わり、治療など）に合わせて実施されなければならない、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策が密接に結びつきながら、総合的に実施されることになる。

- (3) 一審被告の前記主張も、「一切配布されておらず」と言いながら「部隊等へは」として「等」を入れ、「自殺防止施策の検討のために必要とする最小限の者」と言っても「自殺防止施策の検討のために必要」な者の範囲は不明であり、「最小限の者」と強調しても意味をもたない（問題の性質上、「最小限」に止めるのは当然のこと）。

前述した自殺対策基本法からするならば、自殺情報は、その内容に違いがあっても、相当広い分野や部署で共有化されなければならないし、最終的には「雇い主」である主権者国民が情報にアクセスできて、自衛隊員に対する自殺防止政策に反映されなければならない。

以上より、一審被告の主張は、特別職公務員たる自衛隊員の自殺とその防止という、社会的および法律的な理解を欠落しており、失当というほかない。

2 本書面における一審被告の主張の概要等

特に認否・反論すべきことはない。

第2 原判決認容部分①は個人識別部分に該当すること

前書部分

- (1) 一審被告は、原審のときと全く同様に、次のように主張する（下線は被控訴人代理人ら）。

「一般に、自殺した自衛隊員の親族や同僚、友人等は、当該自殺者がいつ自殺をしたのか（その年月日）を知っているか、容易に知り得るため、当該自殺者が自殺した特定の年度の対象文書のいずれかの行に当該自殺者の情報が記載されていることを認識できる。

そして、当該年度に自殺した複数の自衛隊員のうち、当該年度の対象文書に記載された各項目の内容が全て同一となることはまれであり、かつ、対象となる項目により識別可能性に影響する程度は異なるものの、一般に、複数の項目が明らかにされる場合には、一つの項目のみが明らかにされる場合よりも自殺者個人を識別することができる可能性は高まることになる。」

- (2) 上記主張は、全面的な不開示しかありえず、部分開示などありえないとするものである。けだし、稀に引き取る親族もいないという自衛隊員がいるかもしれないが、通常は誰か親族が引き取ることになる。一人で仕事をしている自衛隊員などいないから、自殺すれば同僚の知るところとなる。むしろ、自殺原因の究明と予防措置、部隊への影響（士気の低下など）改善のために部隊内の隊員に対する調査や服務指導が行なわれるから、部隊内では直接自殺を知らない者まで知らされることになる。

しかも、「容易に知り得る」という可能性にまで範囲を広げるならば、誰も知らない自殺など絶対にありえないことである。これに、モザイクアップロ

一子を加えるのであるから、まさに「当該年度の対象文書に記載された各項目の内容が全て同一となることはまれ」ということになる。

(3) しかし、上記主張は、次の点で失当である。

第1に、およそ人は、他人や家族との関わりの中で生活しているのであるから、この論理で行くと、個人が識別されることは確実であり、およそ全面非開示しかなく部分開示などあり得ない、という非常識な結論にしかならぬことである。

第2に、自殺した自衛隊員の親族や同僚などの個人の権利利益が侵害される「おそれ」を、全く抽象的かつ個人的なものとして論じ、自殺対策基本法に示される社会的な意味を踏まえて具体的な「おそれ」を検討するというアプローチを全くしないことである。

第3に、一審原告は、法5条1号イ乃至ハの例外規定適用の具体例として防衛大学校の懲戒処分一覧（自殺情報も含まれる）を証拠として提出した。学年、事故月日、内容、処分などが開示されており、同じ処分庁でも判断が全く違っていることを追及したが、一審被告が説明不能になっていることである。これは、本訴訟における一審被告の主張には、論理的な一貫性がなく、措信できないということである。

1 「海外派遣」

争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。

2 「手段」及び「方法」

争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。

3 「妻」

争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。

- 4 「单身」
争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。
- 5 「单身赴任」
争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。
- 6 「出身」
争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。
- 7 「学歴」
争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。
- 8 「家族」
争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。
- 9 「单身期間」
争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。
- 10 「入隊後年」
争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。
- 11 「曜日」・「時間」・「既・未婚」・「営内外」・「連鎖性」・「新職務」
争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。
- 12 小括

争う。

第3 原判決認容部分②を開示することにより個人権利侵害可能性があること
前書部分

争う。前記「第1」「1 事案の概要」で述べたとおりである。

1 「偏差値」「段階点」「型」「傾向」及び「Y-G」について

争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。

2 本件対象文書6ないし8の「備考」及び「備考（遺書）」について

争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。

第4 「月」の項目に関する主張の追完

争う。従前の主張どおりであり、反論するに及ばない。

第5 結語

争う。

以上